

令和 7 年度岩沼市民バス停留所風よけパネル広告掲載業務に関する 仕様書

1. 業務名

令和 7 年度岩沼市民バス停留所風よけパネル広告掲載業務

2. 広告の掲載位置等及び掲載方法

広告の掲載位置、規格、枠数及び掲載方法は、次のとおりとする。

種類	掲載位置	規格	枠数	掲載方法
バス停留 所パネル 広告	風除けパネル（岩沼 駅東口、駅西口、市役 所前）の側面（いずれ も歩行者側）の上段 部分のみ	縦 1, 0 3 0 mm × 横 7 2 8 mm （B 1 サイズ）	3 枠 （ 停 留 所 ご と に 各 1 枠）	ポスター貼 付

3. 納入形式

掲載する広告の納入は、現物の取り付けを含むものとする。ただし、広告内容の事前審査においては、データ又は印刷原稿も可とする。

4. 掲載期間

令和 7 年 1 0 月 1 日（水）から令和 8 年 9 月 3 0 日（水）まで

5. 最低販売価格

1 0 0, 8 0 0 円【消費税込 1 1 0, 8 8 0 円】

6. 広告主

広告代理店が募集する広告は、岩沼市内の広告主の広告を優先する。

7. 岩沼市民バス停留所風よけパネルの場所

- ・「岩沼駅東口」
- ・「岩沼駅西口」
- ・「岩沼市役所前」

※市民バス利用者や運行に支障をきたさないようにすること

8. 広告の基準

次のいずれかに該当する広告は、掲載できない。

- ・公共性や品位を損なうおそれのあるもの
- ・公の秩序や善良の風俗に反するおそれのあるもの
- ・政治活動や宗教活動に関するもの
- ・個人や団体の意見及び個人の宣伝に関するもの
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条に規定する風俗営業等に関するもの
- ・求人に関するものやこれに類するもの

- ・誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- ・その他広告として適当でないと認めるもの

9. その他

広告の作成、掲載に係る保守及び撤去は、自己の負担で行う。

10. 申請

掲載を希望する場合は、申請書に広告原稿を添付して、生活環境課に提出する。

11. 追加事項

バス運行体系の見直し等により、運行経路等の軽微な変更を行う場合があるが、バス運行体系の見直しによる契約金額の変更は行わない。